

## 第790回宮城県教育委員会定例会日程

日 時：平成21年7月17日(金)午後1時30分から  
場 所：教育委員会会議室(県庁16階)

1 出席点呼

2 開会宣言

3 第789回教育委員会会議録の承認について

4 第790回教育委員会会議録署名委員の指名

5 教育長報告(一般事務報告)

(1) 請願への対応について (総務課・教育企画室・高校教育課)

(2) 平成22年度県立高等学校組織編制計画について (高校教育課)

6 議 事

第1号議案 教育職員の免許状に関する規則の一部改正について (教職員課)

第2号議案 職員の人事について (教職員課)

7 課長報告等

(1) 平成21年度第1回高等学校入学者選抜審議会への諮問案について (高校教育課)

(2) 平成21年度公立高等学校入学者選抜学力検査分析結果について (高校教育課)

(3) 平成22年度宮城県公立高等学校入学者選抜について (高校教育課)

(4) 新型インフルエンザに係る対応等について (スポーツ健康課)

8 資 料(配布のみ)

(1) 第二次みやぎ子ども読書活動推進計画について (生涯学習課)

(2) 第57回日本PTA全国研究大会みやぎ大会について (生涯学習課)

9 次回教育委員会の開催日程について

10 閉会宣言

## 第 7 9 0 回教育委員会定例会会議録

1 招集日時 平成 2 1 年 7 月 1 7 日（金）午後 1 時 3 0 分から

2 招集場所 教育委員会会議室

3 出席委員 大村委員長，櫻井委員，佐々木委員，小野寺委員，勅使瓦委員，  
小林教育長

### 4 説明のため出席した者

菅原教育監兼教育次長，千葉教育次長，佐藤参事兼総務課長，  
安住教育企画室長，菅原福利課長，後藤教職員課長，竹田義務教育課長，  
菊池特別支援教育室長，高橋高校教育課長，雫石施設整備課長，  
佐々木スポーツ健康課長，青木生涯学習課長，真山文化財保護課長ほか

5 開 会 午後 1 時 3 0 分

### 6 第 7 8 9 回教育委員会会議録の承認について

委員長 ； （委員全員に諮って）承認。

### 7 第 7 9 0 回宮城県教育委員会定例会会議録署名委員の指名，議事日程について

委員長 ； 櫻井委員及び小野寺委員を指名。  
； 議事日程は配付のとおり。

## 8 教育長報告

### （ 1 ）請願への対応について（その 1 ）

（説明：教育長）

本年 6 月 1 8 日付けで民主教育をすすめる宮城の会から「宮城県立中学校入学者選抜にかかわる請願」が提出されたので，請願の内容及びその取扱いについて，事務局としての考え方を御説明申し上げます。

資料は，1 ページとなる。

請願の趣旨は，中高一貫教育校への入学者選抜において選抜尺度を設けることは問題であるとして，「平成 2 2 年度県立中学校入学者選抜方針」の削除・修正により入学者選抜を抽選で行うこと，現在実施している総合問題が学力検査でないことを県民に説明すべきこと及び障害のある子どもでも入学できるようにすることを求めるものである。

県立中学校の入学者選抜については，その教育を受けるに足る多様な能力や適性等を評価し，選抜するものとしている。この選抜にあたっては，公正かつ適正な選抜方法と選抜尺度により厳正に行うことが必要であると考えており，こうしたプロセスを経ずに抽選に

より実施することは、適切ではないと考えている。

さらに、県立中学校の入学選抜においては、学校教育法施行規則第117条の規定により学力検査は実施できないことを踏まえ、本県においては、「与えられた課題を理解し、これまでの体験や身に付けてきた力を基に、論理的に考え、的確に判断し、解決する力や表現する力等をみる」という趣旨で総合問題を実施しているところである。

このことについては、募集要項にも明記し、各小学校を始め保護者等に広く説明してきているところである

また、障害のある子どもの県立中学校への入学については、障害のあることを理由とした制限はしてきていない。

以上のことから、請願にある選抜方針の変更等は必要ないものと考えている。

請願者に対しては、ただ今御説明申し上げた内容を回答することで、御理解をいただきたいと考えている。

以上のとおり御報告申し上げます。

(質 疑)

小野寺委員 6月の定例会でやっていた問題が出たわけである。私はその際に県立の中高一貫校を設置する狙いとか、役割、もちろん選抜の在り方とか、あるいは教育課程を含めて公教育としての理念とか、ポリシーをあらためて明確にしていくことが必要であるということも申し上げたが、そういうことからすると私はこの請願とちょっと重なるところがあるが、二華中の選抜方法について、私は事務局のほうでいろんな、例えば抽選とか、あるいは推薦とか、いろんな選抜方法を視野に入れて検討した上で、やはり黎明と同じように適正検査等を行うことが適正ではないかという判断の上でだと思っている。そのことを私は尊重したいと思う。ただ、留意してもらいたいことは、選抜方法が調査書と志願理由書、あと適正検査である。その結果を総合的に判断することとなわけで、やはり、その考え方を踏まえて、総合問題の結果だけに偏らないような多様な観点から様々な能力とか、あるいは、その子の良さとか、そういう生徒が入学できるようなものであってほしいとは思っている。そのことは強くお願いしたいと思っている。6年間の中で個性を伸ばすのだという、そういう視点は大事にして、まあ、塾で特別な備えをしなくても入れるような仕組みにするとか、あるいは、小学生の青田買いではないけれども、やはり小学生の段階ですくい取るというやり方ではなく、公教育としての使命とか、スタンスを大事にしていきたいと思う。それが一つである。

それから、私が引っ掛かっていることがある。いま教育長から選抜方針について触れられたが、県立中の選抜方針も県立高校の選抜方針も文言が殆ど同じである。これでいいのかなあという思いはしている。なかなか自分で整理がつかないでいるが、現在中教審でも中高一貫校の入学選抜の在り方は検討が始まっている。だから、その辺りも参考にして請願の趣旨というものを

汲み取って、二華中については来年から始まるわけであるので、その辺の動向や状況を分析して、節目で検討・検証して行く必要があるのかなあと思っている。

佐々木委員 例えば、この中高一貫校というのはどういう学校を目指して、宮城県にとってどういう位置付けとするのかという問題は沢山あると思う。ただ今後、やはりこういう中高一貫教育の枠組みの作り方というのは、ある意味もうちょっと普及して行き、広がって行く可能性が十分あるのではないかと、私は個人的に考えている。そういう面からすると、二華中、古川黎明中というのは、そういう学校のこれからの一つのモデルとして考えられてくる可能性があるのですが、やはり子ども達の選抜というのは慎重に行ってほしいと思う。ただ、それについては十分な審議を尽くしてこのような形で選抜しようということになってきたと思うが、一つだけいまの教育長の回答の中で、障害者の方に対する制限を設けているわけではないというふうな説明があった。そうすると、当然障害を持たれている方の応募があり、その後には、例えば、二華中高なら二華中高で学習するに相応しいと判断されるくらいの総合的な力をお持ちの部分的障害をお持ちの方も十分合格ラインに達する可能性があると思う。その時にそういう方を受け入れるきちんとした対応の準備があるのか。その辺は制限をしているわけではないという返事をしておいて、実際にはそういう方達に対するきちんとした平等な評価がなされないようなことがあると、やはりいろいろな不信感を招くこととなると思うので、そのような方がそれなりの能力を持たれて十分他の子ども達とも一緒に学び、良い影響を与えて一緒に育って行けると判断される子どもが応募してきた時に対応する準備がどのようにできているのかを確認したい。

教 育 長 障害のことについては高校教育課長から説明させるが、先ほど小野寺委員から御指摘のあった点について御説明申し上げます。

御承知のように平成17年度から古川黎明中がスタートして、来年度から二華中がスタートする予定となっている。古川黎明中学でのいままでの実績も踏まえて、様々な要素を検討して、来年度の県立中学校の入学者選抜方法についての方針を定めたということとなっている。したがって、現時点では、現在の選抜方針が最善であるというふうに考えているが、今後これを実施して行く中で、これを固定的に考えるというつもりはない。実施をして行く中で問題点があれば、その都度様々な要素を検討して、見直す時は見直すという姿勢でいるので、御指摘のあった点も含めて今後なお検討して行きたいと思う。

高校教育課長 障害を持った子どもへの対応という御質問であるが、教育長から説明したとおり障害があることを理由に入学者選抜が受けられないということはない。受験にあたって必要な対応、配慮ができるように、これまで、高校入試

でも行っており、必要な場合には対応をしているということが一つある。それから、いま校舎を建築中であるが、校舎はバリアフリー化して、エレベーターを設置するなど車椅子等の対応ができるような形で建築をすすめているところである。さらに、入学者が出た段階で必要な対応があれば、人的な部分も含めて対応することとしている。

委員長 小野寺委員の指摘は、いろいろ問題はないとは言わないが、何か引っ掛かるところが幾つかあるが、いまの方法よりもこちらのほうがよいという意見を特にお持ちではなく、このやり方でやることでよかろうということか。

小野寺委員 前はそうであり、そうではあるが、選抜の方針とか、あるいは選抜要項はいま言ったようにいろいろな観点から選抜するので、その辺りを十分検討して、その趣旨を活かして、総合問題を飛び抜けて重くするとかではなく、そういう選抜の在り方であってほしいということである。普通の子も達が入れる中学校でありたいなと思っている。その辺りを留意してほしいということである。

委員長 その辺はなかなか議論しようと思うと悩ましい話である。割り切ってあっさり抽選みたいなものがあるだろうという話が片一方にあって、片一方はもう少し吟味しながら6年間のそういった教育を受けると、そのクラスにいる子ども達との相互の影響力の中でよく伸びて行くであろうと思うものを、その当時の学力が高いか、低いかという話でなく選ぶんだ、その方法としていま一生懸命考えて、いろいろ考えているという説明だと思う。それで、本当によいのかというのが分からないので私どもは悩んでいるのだが、やはり慎重に検討していただきながら、先ほど教育長が発言したように固定するのではなく、良いものを探して行くという姿勢が不可欠だろうなという気がする。難しいことだろうと思うが、請願者の言っている話も汲み取っていただきながら真剣にこういうことを考えながら選抜をやって行くという方向でいかかが。言っている趣旨に理解できる部分も相当あるという気もする。

(委員全員に諮って)了承。

## (1) 請願への対応について(その2)

(説明:教育長)

本年6月15日付けで、民主教育をすすめる宮城の会から「県立高等学校将来構想審議会、高等学校入学者選抜審議会及び産業教育審議会に関する請願」が提出されたので、請願の内容及びその取扱いについて、事務局としての考え方を御説明申し上げます。

資料は3ページとなる。

今回の請願の趣旨は、一点目として高等学校入学者選抜審議会や産業教育審議会と、県立高等学校将来構想審議会との関係及び位置付けについて、明確に県民に説明すること。二点目として県立高等学校将来構想審議会及び高等学校入学者選抜審議会が答申案を作成した段階で、意見発表者の公募制に基づく公聴会及び説明会の開催を求めるものである。

その理由としては、高等学校教育に関する総合的な構想を審議する審議会がどれなのか県民に分かりにくいということ。また、先に開催された「高等学校入学者選抜の在り方に関する意見聴取会」及び「新たな県立高校将来構想策定に係る意見聴取会」では公募による意見発表者がいなかったが、開かれた教育行政を進める上で、公募により意見発表者の一定数を選出した意見聴取会を持つことが必要ということである。

まず、本請願事項の一点目、県立高等学校将来構想審議会、高等学校入学者選抜審議会及び産業教育審議会の3つの審議会の関係についてであるが、県立高等学校将来構想審議会は、県立高校に関する総合的かつ基本的な構想の策定に関すること。高等学校入学者選抜審議会は、通学区域、入学者の選抜方法等の特定の事項に関すること。産業教育審議会は、産業教育振興法に基づき、高校に限らず、広く産業教育全般について審議するものである。

そのような中で県立高等学校将来構想審議会と他の二つの審議会との関係についてであるが、中学校と高校との接続に当たる入試等に関する事項については、従来から高等学校入学者選抜審議会で行ってきたところであり、その一方で、県立高等学校将来構想審議会については、現在の県立高校将来構想を引き継ぐ新たな構想として、今後の県立高校における教育内容や学校配置の在り方等についての審議をお願いしているものである。言い換えると、高校教育の内容や学校配置の在り方について将来構想審議会で検討するとともに、そうした高校への生徒の受け入れに際しての選抜の在り方について入学者選抜審議会でも検討するということとなり、そうした関係を前提として両審議会に諮問をしているところである。

また、産業教育審議会については、昨年12月の産業教育審議会からの建議に盛り込まれた事項も参考にして、現在、県立高等学校将来構想審議会において検討をすすめているものである。

これらの審議会は、全て公開の場で審議が進められており、その経過や内容についてもホームページに掲載し、広く県民にお示ししているところである。

次に、請願事項の第二点目についてであるが、現在、県立高等学校将来構想審議会でも審議している新たな県立高校将来構想については、本年5月に答申の中間案を公表し、パブリックコメントを実施するとともに、県内7か所で意見聴取会を開催し県民の意向の把握に努めてきたところである。今後、同審議会では、パブリックコメント等の内容を検討して最終答申をまとめることにしており、答申案について再度、パブリックコメントの募集や公聴会を開く予定にはしていない。

また、高等学校入学者選抜審議会でも審議している高等学校入学者選抜の改善方針についても、本年2月に中間まとめを公表し、県内5会場で意見聴取会を開催し、県民の意向の把握に努めたものであり、この結果などを踏まえ、現在、同審議会において答申素案を検討中である。今後、答申素案がまとまった段階でパブリックコメントを実施し、その結果も参考にしながら最終答申をまとめることとなるが、これらの手続により県民の意向を踏まえた答申となるものと考えており、答申素案について公聴会や説明会を行う予定にはしていない。

請願者に対しては、ただ今御説明申し上げた内容を回答することで、御理解をいただきたいと考えている。

以上のとおり御報告申し上げます。

(質 疑)

佐々木委員 意見聴取会のメンバーについてであるが、これはどの委員も多分同じ考えだと私は思うが、この意見聴取会をもつ前に、既に意見発表される方がどういふ方々なのかということの慎重な配慮をお願いしたいということはお話ししていたが、そのことについての配慮はやはりされないままこういう意見聴取会がもたれたという印象を皆さんどうしてもお持ちだと私は思う。もしも教育庁で選んだ方だけで意見聴取会をされるということであれば、いろいろな場所に行ったりする必要も無いし、やはり公平性にかけて私は思う。意見聴取会というからには意見を言いたい方が、もちろん全員の方の意見をすべて聞くという訳にはいかないにしても、やはり意見を言いたいとおっしゃる方達が十分に対等な立場で意見を言える環境をつくるべきだと私は思う。であるから、もしも選んだ方だけというのであれば、誰がどういう基準で選んだのかということを確認すべきであるし、もしそうでないならば、一定枠の、例えば5人の方が発表されるのであれば、1人、2人は必ず一般公募をして、それなりに発表したいという十分な意志のある方の中から抽選なり、地域なりで選んで意見を言う機会を十分に確保すべきだと私は思う。私も聞きに行って、何となく納得できない不公平感、そしてその会の持ち方に公明さに欠けるという印象を持った。これは今後十分改善すべきだと思う。

教 育 長 そういう御指摘をいただいたことは大変心外である。人選については以前御説明をしているわけであるが、大変バランスのとれた人選をしたつもりである。詳細については担当室長から説明させるが、いろいろな立場の方に御意見をいただくということを中心としたつもりであるし、それから、当日の傍聴者からも意見をいただいている。それから、パブリックコメントも実施しており、広く県民の意見をうかがうという点では十分な対応に努めているところである。

佐々木委員 もちろん十分な配慮というふうに教育長はもちろん発言されると思うが、一般的な県民の皆様の考え方からすれば、県の教育庁の方が選んだ人が意見を言うことが、平等性、公平性を持っているというふうには捉えられにくいと私は思う。やはり意見が言いたい、あるいは、いろんな意見をお持ちの方達が、同じ立場で意見を言う機会を持たないというのはおかしいことだと思う。もしも、選んだ方も、要するに希望する方だけだと偏ってしまうということの心配があるのかなあと私は思うが、そうであれば、人数は教育庁の配慮の中で平等性、あるいはバランスが取れるような形の人選があってもよいかもしれないが、でもやはりそうではない立場の方達が意見を同じ立場で、

例えば、あとは残った時間の10分の中で意見をどうぞと言うのではなく、同じように意見発表者としての資格を提供されるべきだと私は思う。

教 育 長 どのような形で県民の意向を把握するのかというのは、いろんなやり方、考え方があり得ると思う。私どもは限られた回数、限られた時間の中で、どうすれば最も公平に県民の意向を把握できるかということで、様々な工夫をしてきているわけであり、したがって、意見聴取会を何回かやった中で、先ほど申し上げたが傍聴者からも御意見をいただく、それから、他の出席者からも御意見があれば紙で出していただくということもやってきているわけであり、意見がある方が意見を言えないという状況ではないと思っている。

櫻井委員 確かに傍聴者からの意見も前に比べて聞く時間をとりましょうとか、そういう工夫をしたことは存じている。ただし、傍聴者で、あと何分ですからと言われて発表するのと、意見発表者として最初から予定された形で意見を発表するのでは、私は意味が違うと思う。そして、私達がいまここで教育委員として意見を述べるときに私がいつも心がけていることは、小学生や中学生、高校生にも理解できるような形でフェアに意見を言うことを心がけている。そういった場合に意見聴取会と言いながらも、こちらで決めた方だけで公募を入れないというのを、いま教育長が説明された理由については、なかなか私自身も理解できないし、それから、小中学生や高校生にも、そういう訳で公募はとらなかったというようなクリアな理由にはなっていないように思うが、いかがか。

教 育 長 先ほど申し上げたが、やり方については様々な手法があり得るわけであり、公募をするということも確かに一つの方法だと思う。しかしながら公募をすれば、それで県民の意向がより正確に把握できるのかということを考えれば、私は必ずしもそうではないというふうに思っている。それよりも、その問題となっている案件に対して様々な立場、様々な関わりのある方からバランス良く御意見をうかがうという形をとる方が良いのではないかと考えており、そういった意味で各会場でいろんな立場の方から御意見をいただけるような配慮をして述べていただいたというやり方である。

櫻井委員 私も何回か意見聴取会に参加させていただいたが、実際は意見発表者をバランス良く選んだとおっしゃるが、むしろ傍聴者からの意見の方がもっと長く聞きたいなという意見があったことも事実であると思う。そのことを思うと、いま教育長が発言されたように公募をすればみんなの意見を聞けるかということが分かる反面、公募をしないことの理由がまだはっきり分からないと思う。なぜ公募をしないのかということである。

佐々木委員 そんなにここで議論しても仕方が無いことの部分もあると思う。すごくいま思いついた提案であるが、例えば5人の発表者が、県庁の方で、これがいろんな分野を代表した適切な人選であるというふうにおっしゃるのは、多分

ごもっともな、広い視野からの人選なのだと思う。だから、それはそれでよいと思う。それならば、あと30分余分に時間がかかってもよいので、あともう1人公募の部分をつけ加えれば、それで済むことかなと私は思う。何も、何となく公平性を欠く、平等性を欠くというイメージの公聴会を何回も続ける必要はないので、ちゃんとそういう枠もきちんとつくって、そういう方達、希望する方達の中から、くじ引きでも抽選でも良いので、1人発表する機会を平等に、時間も、場所も、立場も平等にありますという姿勢が大事なのではないか。一つ加えれば良いだけである。15分、20分時間が長くなるだけだと思うので、そういう改善をしたら良いのではないかと思う。

教 育 長 一般論として申し上げれば、今後の問題として、何等かの形で県民の意向を把握して行こうとする時に、一つの手法として公募をして御意見をいただくということもあり得る。ただ、今回の請願は、いま審議が進んでいる県立高校将来構想と入学者選抜の改善方策についての答申案が出た段階で意見聴取会をあらためて行うべきであるということであるが、それについては、いままでのプロセスの中で十分に県民の御意見は把握できているのではないかという認識を持っているので、この問題となっている案件については、今後御報告申し上げることも含めて意見聴取会や説明会をやる予定にはなっていないということ、先ほど申し上げたわけである。

小野寺委員 私も意見聴取会のいろいろな人選については、決して行政に都合のよい人間だけが選ばれているとは思っていない。やはり多様な意見が出ており、それなりの人選というものは多方面からとっていると思っている。ただ、意見聴取会の一般的な持ち方としては、中身もあるけれども意見発表者の一定の数を公募制にするということ、前向きに検討してよろしいのではないかという意見を私は持っている。それが一つである。

それから、請願の第一点目の件であるが、先ほどらい教育長から意見聴取会をやり、パブリックコメントをとってあるという、そういう流れの中で答申に対する聴取会を開催しなくても、十分に反映されるのだろうと思う。だから、そうであるならば、やはりしっかり答申の中に反映されるように工夫をしていただきたいと思います。

勅使瓦委員 なかなか意見聴取会の部分についての公募制については難しいなあというのは、私も何カ所か聞きに行き行って思った。一つは、どうしても、いろんな審議会に出した内容についての反対意見がどうしてもそういった場面で大きくなっていくということが一点である。それから、そういう反対の意見が、非常に強い県民全体の意見のように比較的思われてしまうという懸念がどうしてもあるということがある。今回の一般の方々からいただいた意見の時にも、やはり問題だなあと思ったのは、一生懸命発表される方が、一生懸命自分の考えとか、実際に経験されてきたことを発表したことについて批判的な意見

も少なからずあったということについては非常に残念であった。確かに改革をして行く、改善をして行く時の問題点はいろいろあるのだろうと思うが、それについて批判的な意見をどのように取りまとめて行くのか、やはり批判的な意見プラスどんな改善策を盛り込んでいったら良いのかという意見なんかも言ってもらえると、実は聞く側としてもまとめやすいのではないかという気がしていた。であるから、意見聴取会の持ち方についても、ある程度、私の個人的な意見としては、反対・賛成はあるにしても、それについて、どのような改善点を、ここをこういうふうに改善していったらもっと良くなるのではないかというような意見なんかもどんどん上がってくると非常に良い意見聴取会になってくるのではないかという感じがしていた。そういった意見までも本来であれば出していただけるような、今回請願されている方々も含めて、そういう方向性に持っていければ、なお良い方向にまわってくるような気がしてならなかった。

菅原教育監　いまお話ししていただいている意見聴取会の件については、県教委とそれぞれの審議会の承諾のもと、こういった形で進めましょうということをお解の上、私達は進めてきたつもりである。いま話題になっている意見聴取会についても、例えば、将来構想に関する意見聴取会についても、5月定例会の中でこういった計画で進めますということで御承認をいただき、やってきたわけであるが、最終的には、その場ではいろいろと御意見をいただきつつも、最終的には教育長にお願いしますということで、5月の定例教育委員会の場ではそういった形になったと思う。結果として、いま御指摘があるような運営上、あるいは、良いやり方があったのではないかというふうな部分については、結果としてそういった部分があったわけであり、これについては今後こういったものをして行く上では、一つ検討して行く中身だなあというふうには思っている。ただ、我々の、事務局の意図としては多くの方々の関係者の、あるいは県民の方々の御意見を頂戴したいということで、それぞれの、しかも県内全域の中から御意見を頂戴したいということで、一番関係者を御存知の地方振興事務所であったり、教育事務所であったり、市町村教委にお願いをし、その中から、一番適任の方というか、基本的にはそれぞれ御推薦をいただいた方々を今回意見聴取する方としてお願いをして、御意見を頂戴した。御存知のとおり、御意見はある考え方に偏ったということよりも、むしろかなり多様な御意見を頂戴したなあと思っており、受け止め方としては、決して人選について大きな偏った人選をしたというふうなことは、結果から言えば感じていない。いろんな意見が出たので、審議会の方に御報告を申し上げ、それぞれの審議会で御検討をしていただいているわけであり、先ほど佐々木委員からあったような県民の方々の意見を審議会の方に正確にお伝えをし、そういったことも含めての答申をいただきたいというふうに思

っている。

委員長 大体こんなところが意見だと思うが、かなり多くの方から、どうせ開いてみんなの意見を聞いて行こうと、それで多様な意見を反映して行こうという趣旨であるから、開いて行くという基本原則を考えると、やはり公募という仕組みをどんなふうにもこの中に取り込めるかということをご検討していただくべきだろうと私は思うが、今回の話についてそこまで行くかどうかというのは、これはまた先ほど教育長が発言したようにまた別問題だと思う。開かれた場でそうしたことが議論されて行くというようなことが恐らく非常に重要なものではないかと思う。流れはやはり開いているし、それから、もう一つ、人の選び方やなんかの、もしそこで選ぶのであれば、その選定する理由を、どこかしかるべきところに任せて、それが選んで行く仕組みをつくるとか、そういうその複雑なことをやらなければいけないこととなっていくという中で、いままでやってきたものと公募を組み合わせるのをもう少し疑念が出てこないような形の工夫をぜひやっていただきたいと思うが、今回のことについては、私はいままでやってきたやり方の途中であるので、教育長が発言したようになるのかなあというふうに考える。そんなところでいかがか。  
(委員全員に諮って)了承。

### (1) 請願への対応について(その3)

(説明:教育長)

本年6月18日付けで、民主教育をすすめる宮城の会から「宮城県教育委員会が設置する附属機関の構成員の選任に関する請願」が提出されたので、請願の内容及びその取扱いについて、事務局としての考え方を御説明申し上げます。

資料は4ページ及び5ページとなる。

まず、資料4ページを御覧願いたい。

今回の請願の趣旨は、教育委員会が設置する附属機関の構成員は公募を行い、応募者から構成員を選任すること及び公募を実施していない附属機関についてその理由の説明を求めるものである。

請願の理由としては、附属機関の設置及び構成員の選任等に関する条例第1条に定める目的「適正な行政運営の確保と県民の県政への一層の参加の促進を図る」ことは開かれた県の行政実現のために重要であり、特に教育行政を県民に開かれたものにする上で必要とされていること、さらに、第3条及び第4条に基づかない附属機関の構成員の選任は条例違反であることを挙げている。

従来県教育委員会の附属機関の構成員については、本条例第4条の「執行機関は、附属機関が担任する事務を勘案し、必要に応じて構成員の公募を行い、その応募者のうちから構成員を選任するよう努めるものとする。」との規定に基づき、公募に努めているところであり、現時点での公募委員は、5機関で6名となっている。

また、公募を実施していない附属機関においても、当該機関の所管事項に造詣の深い学

識経験者や関係を有する団体を代表するような立場の方々等を幅広く選任し、適正で開かれた県政運営と県民各層の意見の反映に努めてきているところである。

そもそも本条例の目的は、第1条に規定するように、「適正な行政運営の確保と県民の県政への一層の参加の促進を図ること」であり、その目的を達成するための手段の一つとして第4条に定める公募による選任が位置付けられていると認識している。公募制は県民の意見が直接的に行政につながるというメリットがある一方で、場合によっては特定の立場の意見が行政に大きな影響を与えてしまうという懸念もあり、それらのメリット、デメリットを十分比較衡量する必要があると考えている。

そうしたことを総合的に勘案しながら、今後とも公募による選任が適当と判断されるものについては、その努力をしてみたいと考えている。

なお、公募をしていない附属機関のその理由については、それぞれの附属機関の担当事務、あるいは設置の趣旨、目的にてらして、ただ今申し上げたメリット、デメリット等を勘案しているためである。

本請願者に対しては、このような内容を回答することにより、御理解を得たいと考えている。

以上のとおり御報告申し上げます。

(質 疑)

委員長 かなりいままで話してきたことと絡んでいる部分がある。それから、そうした機関をつくる時に委員の構成をどうするのかというのについてのクリアな説明が求められているのだろうと思う。それは、一生懸命になって選定しているわけだから、それなりの説明は多分しっかりできるはずなので、それをやって行くということだろうと思う。それから、先ほどあったような必要なものについては、そういう人達から出てこないと思う意見は、公募してほしい、自分も言いたいという形となると思うので、そういう人達を受け入れる窓口というものを、それぞれの機関の必要に応じて設けて行くという仕組みを、教育長の説明のようになるのかなあという気がする。いかがか。何かみんな閉ざしているのではないかという思いみたいなものが、こういう話にみんな繋がって行くような気がする。それにできるだけ開いて行きますよという基本的な姿勢があって、ただ、開いてしまった時に同じ人の意見だけが、ぱっとやって来て数で押し切るみたいな話にならないようにするにはどうしたらよいか、そういう意見もしっかり聞いているという仕組みをどうやったらつくれるのかということがとても重要な気がする。

小野寺委員 いま大村委員長が言ったとおりだと思う。やはり多様な属性とか、様々な立場の方々で構成されるということが一つの原則なのだろうと思う。そういった意味では、私は請願の趣旨というのは尊重されてよいのかなあと思う。それで、先ほど附属機関の中で公募している五つの審議会という話だが、例えば、図書館協議会であろうか、あるいは社会教育委員の会議とか、あるい

は生涯学習審議会などは必ず公募を1名入れている。あれは、それぞれの審議会に任されているのか。それとも、ここにあるこの枠の中でそれぞれの審議会に任されているのか。

教 育 長 公募で選任するかどうかということは、その附属機関の設置者である教育委員会として判断し、公募するという形となる。因みに、その5機関というのは、スポーツ振興審議会、生涯学習審議会、社会教育委員の会議、図書館協議会、美術館協議会である。スポーツ振興審議会に2名入っているということで、5機関で6名となる。

勅使瓦委員 いつも私は思うが、様々な立場の方の意見という話があるが、例えば、高等学校の将来の在り方とか、教育の将来の在り方という部分について様々な立場の方々の意見が入ったのでは非常によくはないのではないかなあと思う。様々な立場というのは、様々な損得も入った意見となるのはよくないと思っている。ただ、子ども達とか、将来の高等学校の教育だとか、学校教育の子ども達のことについて真剣に考える方々、あとはどうしても地域という部分については外せないの、地域に対してもプラスの部分があるのかということが大枠的にやはり考えていただける方ということが非常に大切であって、そういう方が各審議会の委員になられることが必要だというふうに考えている。であるから、それぞれの賛否の立場からばかりで意見を言っていた方が入ると将来の教育の部分というか、子ども達のことについては、ちょっと違った方向に行ってしまうのではないかなあという心配がある。であるから、あまりいろいろな立場を背負った方々の意見というか、入れるよりも本当に宮城県の子どもの将来のことを、あとは地域のことをプラスに考えるような方々を、当然、いま現時点でもそういう方々を選んでいただいているというふうに考えているので、大枠としてはいまの決め方でよいのではないかなあという感じは私はしている。

委 員 長 他に無ければ先に進めてよいか。  
(委員全員に諮って)了承。

## (2) 平成22年度県立高等学校組織編制計画について

(説明：教育長)

「平成22年度県立高等学校組織編制計画について」御説明申し上げます。

資料は6ページから9ページまでとなる。

始めに、1の「再編統合」についてである。

白石高校と白石女子高校については、南部地区における中学校卒業生数の減少を踏まえて、適正な学校規模を確保するため再編統合を行うものである。また、再編を機に、生徒の多様な進路希望等に対応するため、普通科において、多くの選択科目が設置可能となる単位制を導入することとしている。

塩釜高校と塩釜女子高校については、特色ある学校づくりを図ることを目的として、近

接する両校の校地と校舎をそのまま活用した形で再編統合を行うものである。また、再編を機に、商業科の充実を図るため、ビジネス科に改編することとしている。

なお、この再編に伴い、両校の校名については、それぞれ、「(仮称)白石<sup>しろいし</sup>高等学校」、「(仮称)塩釜<sup>しおがま</sup>高等学校」に変更することとしている。

次に、2の「中高一貫教育」についてである。

第二女子高校については、県立中学校を併設し、本県では2番目の併設型中高一貫教育校に移行することとしている。

また、これに伴い、校名については、「(仮称)仙台<sup>せんだい</sup>二華<sup>にか</sup>高等学校」に変更することとしている。

なお、併設する中学校の校名については、「(仮称)仙台<sup>せんだい</sup>二華<sup>にか</sup>中学校」とし、第1学年の定員は80名である。

次に、3の「共学化」であるが、県立高校将来構想に基づき、仙台第一高校と第三女子高校の共学化を行うものであり、第三女子高校については、校名を「(仮称)仙台<sup>せんだい</sup>三桜<sup>さんおう</sup>高等学校」に変更するものである。

次に、4の「学級増」についてである。

企業誘致に伴う高校入学生の社会増や、中学校卒業生数の増減等への臨時的な対応として、泉高校と柴田高校において、普通科各1学級の増を行う。

学級増の対象校及び対象学科については、圏域ごとの学科バランス、学校ごとの入試倍率や生徒充足状況などを総合的に勘案して決定いたした。

次に、5の「学科改編」について御説明申し上げる。

黒川高校については、黒川郡におけるセントラル自動車等、大手製造業の進出などにより地域の産業構造が大きく変化している中、必要とされる人材育成に対応するために、工業系学科を拡充するものである。

具体的には、農業経営科1学級と電子機械科2学級を募集停止とし、機械科2学級と電子工学科1学級を新設する。併せて、土木科についても、時代のニーズに対応し、環境を重視した教育を行うため、環境技術科に改編する。

次に、河南高校については、県立高校将来構想に基づき、県内の各圏域に総合学科を設置し、生徒の多様なニーズや産業構造の変化等に対応するという方針により、従来の普通科と農業科から、総合学科に改編することとしている。

また、学科改編に伴い、校名を「(仮称)石巻<sup>いしのまき</sup>北高等学校」に変更することとしている。

次に、石巻好文館高校については、生徒の多様な進路希望等に対応するため、単位制を導入することとしている。

次に、6の「分校の移転等」についてである。

平成22年3月に閉校する飯野川高校の分校である十三浜校については、(仮称)石巻北高等学校を本校とする。

また、教育環境を改善するため、平成22年度中に、現在の飯野川高校の校舎に移転する。

なお、これらに伴い、校名についても、「(仮称)石巻北高等学校飯野川校」に変更することとしている。

以上のとおり御報告申し上げます。

(質 疑)

小野寺委員 学級増については、やはり生徒数の減少とか、地区の充足状況等を勘案して機動的に対応されていると受けとめているが、あくまで臨時的な措置なんだということなので、臨時的な措置というのはどういうことなのかよく分からない。それから、もう一つは、これまで学科改編などを伴うものは中学二年生に配慮して間を置いて発表していたと思う。これについても、今回出ていないが、この後出るのか分からないが、前倒しでやるということで変わらないのか。

高校教育課長 学科改編についてまず御説明申し上げますが、黒川高校と河南高校については確かに去年から報告をさせていただいている。23年度については、まだ検討中という部分があるので、御報告するまでには至っていないというところである。

小野寺委員 いままでのやり方、中学二年生に配慮して前倒しの形でやっていたと思うので、その辺の考え方というのは私は大事ななあと思うので、将来構想が完成するわけであるが、その辺りについて引き続き配慮して行く必要があるのかなあと思っている。

もう一つ、これも将来構想に関係するのかなあと思うが、臨時的というふうにするのはどういうことか。来年1年だけで、あとはどうなのか。難しいと思うが、どうか。

高校教育課長 この臨時的という言葉については、いま委員御指摘のとおり来年度に限りということである。23年度以降さらに生徒数が減少して行く、そういった中で企業が立地に伴って生徒増が若干あるかもしれないが、そこは全体としての生徒数減のバランスを見たときに、いまの見込みでは学級増は必要ないと考えているので、来年春の入試だけの1年間に限った臨時的対応と考えている。

委員 長 私はこれについては特に無いが、やはり県立高校将来構想の中で、どれだけ子どもの数が減ってきて、それに対して学校をどう再編するのかといった非常にマクロな流れを見ながらここは行われているという説明である。それから、もう一つは、いろいろ産業に配慮するとか何か言われているわけであるが、高校を出た人が、例えば、宮城県の中で仕事に就くとすれば、まあ、もともとの1次、2次、3次という非常に基本的な産業の編成が変わってきている。1次はどんどん減ってきて、2次は随分頑張ったが結果的には3次のほうがどんどん膨らんでいるという、そういう全体のプロセスの中で産業との関係なんかはどういうふうに、そこで地元の高校生なんか期待されて

いるのはどういうことだといった辺りだとか、その辺の全体の脈絡がついた上でこうしますよという説明があると、もの凄いいかり易いような気がする。単年度でこう、ぼっ、ぼっとなるとどうなのか、では農業に従事する人が少ないから工業の高校は止めたらよいのかというと、じゃあ宮城県の農業というものを持続させるには、じゃあ一体どう考えるのかという辺りの、もっと知事部局との話しだとか何か、農業問題だとかが必要となってくる。教育というものは教育の中だけで多分完結しないので、その辺の連携も少し意識していただいて、これは企画であろうか、仕事を意識してやらないければいけないのは、その辺で今年はこちらですよという説明があると、よくやってくれているなあという感じとなるが、その辺がなかなか見えがたい。余計な注文をすると、いつも仕事を増やして申し訳ないが、よろしく願いしたい。これについて特に反対ということではない。

教 育 長 いま委員長から御指摘のあったような観点を十分踏まえて現在新たな県立高校将来構想の議論を進めているということであり、その議論の中身を頭に入れつつ、本日御説明した学科改編についても、こういった方針にしたということである。説明の中ではそういったことについての言及が足りなかったわけであるが、決して長い期間での視点が無くて、そういったことを思いつきでやっているということではない。

委 員 長 それは分かっているが、みんなに説明する時にも、教育委員にだけでなく、説明する時にも、こうだったんだよという説明があるとわかり易いという思いがしたので、配慮していただきたい。

## 9 議 事

### 第1号議案 教育職員の免許状に関する規則の一部改正について

(説明：教育長)

「教育職員の免許状に関する規則の一部改正について」御説明申し上げます。

資料は、1ページから25ページまでとなる。

まず、2ページをお開き願いたい。

教員免許状の授与にあたっては、学士の学位を有するなどの基礎資格があり、大学等において必要な単位を修得して授与するものと、教育職員検定に合格して授与するものがある。

教育職員検定は都道府県の教育委員会が行うものであるが、教育職員検定に合格して授与するものに係る手数料について、現在の手数料条例においては、検定手数料は受検申請するときに徴収する、授与手数料は授与申請するときに徴収すると区別されている。しかしながら現在の出願様式の名称及び収入証紙貼付欄は、それが明確に区分されておらず、検定手数料と授与手数料に係る事務処理の適正化の観点から、今回、2ページのとおりその出願様式名称の変更及び関連する様式を改正し、併せて各様式中の用語の整理を行うも

のである。

なお、規則中の様式名称の改正については、3ページの新旧対照表のようになる。各様式の改正については、同じく新旧対照表の4ページから24ページまでのようになる。

よろしく御審議を賜るようお願い申し上げます。

(質 疑)

櫻井委員 一番変わったところをポイントでお示ししていただきたい。

教職員課長 9ページをお開き願いたい。上が旧であり、下が新である。上の旧であると宮城県収入証紙が一つにまとめられており、これが先ほどの教育長の説明の中にあつた検定のための手数料と授与のための手数料を、一括してここに貼ることとしていたわけであるが、手数料条例上は別々のものであるもので、様式上もきちんと別々に区分するようにしたものである。これは普通免許状に係るものであるが、例えば、11ページは特別免許状に係るものであり、まったく同じような改定をしている。12ページは臨時免許状に係るものであるが、まったく同様の改定をしている。その他はすべて用語の整理である。

委員長 (委員全員に諮って) 可決。

## 第2号議案 職員の人事について

委員長 委員全員に諮った上で、第2号議案については、非開示情報が含まれる事項のため、その審議については秘密会とする旨決定。

会議録は別紙のとおり(秘密会のため公開しない)。

## 10 課長報告等

### (1) 平成21年度第1回高等学校入学者選抜審議会への諮問案について

(説明：高校教育課長)

「平成21年度第1回高等学校入学者選抜審議会への諮問案について」御報告申し上げます。

去る7月14日に開催された入学者選抜審議会において、平成23年度宮城県立高等学校入学者選抜方針及び日程について諮問したので、その内容について御報告申し上げます。

資料の2ページを御覧願いたい。

まず、「選抜方針」であるが、平成23年度入試については、全県一学区の二年目となることから、日程などの最小限の変更にとどめたいと考えているので、選抜方針について変更する部分はないものと考え、平成22年度の選抜方針を踏襲している。

次に、3ページを御覧願いたい。「選抜日程」についてである。平成23年度宮城県立高等学校入学者選抜日程として、資料のとおり設定している。

推薦・一般・第二次募集、それぞれの選抜の検査日・合格発表日については、推薦入試の出願開始から第二次募集の合格発表までの入試期間全体を勘案して、中学校における受検生の指導や出願書類等の準備、高校における入試事務処理に必要な日数を十分確保し、同時に中・高それぞれの教育活動にも配慮しながら、例年設定している。

平成22年度の一般入試の学力検査日が、曜日の関係で、過去10年間で最も早い3月4日となったが、平成23年度については、これ以上早い日程にはならないように選抜日程を設定している。

なお、参考として、5ページに平成12年度から22年度までの入学者選抜日程の推移と23年度案を示している。

以上の内容について、入学者選抜審議会に諮問したところであるが、この件については、11月に開催を予定している審議会において、答申を頂戴したいと考えている。

また、当日の7月の審議会において、「今後の県立高等学校入学者選抜の在り方について」の答申素案の案が、別添の冊子資料のとおり示された。推薦入試を廃止し、代わりに3教科の学力検査を含む前期選抜を行うことを柱とする案であるが、この案については、現在審議が継続中であり、8月に再度審議会を開催し、さらに議論して頂くことになっている。

なお、資料は先程来お話しがあった意見聴取会での記録である。こういった形で現在審議中である。

以上のとおり御報告申し上げます。

(質 疑)

小野寺委員　いま課長から説明があったように、これからの入学者選抜の在り方については現在入選審で議論していることなので、それがまとまるまでは、いまの仕組みで行くと思うが、調査書についてである。調査書というのは学力検査と並んで選抜資料の二本柱みたいなものとなっていると思う。度々言っているが中学校のほうからはどうか生徒を多面的にみるために有効に活かして欲しいという要望がある。それに加えて調査書の内容とか、様式について客観性とか、透明性が確保できるものでよいのではないかという、高校が選抜の資料として必要とする項目であればよいのではないかという要望がなされてきていると思う。例えば、マルA評定などは実は難しい。あるいは選択の評価とか、総合の時間だって本当に必要なのかどうか、結構あるのだと思う。やはり入選審の中間のまとめをみると調査書の改善については、先行してやるという文言があったと思うが、その辺りの検討はされているのかどうか。もしやれるのであれば、私は早い段階からおやりになったほうがよいのかなあと思う。決して中学校の現場で、そういうことがいやだということではない。簡素化、簡略化するものはしてほしいということである。子ども達のためであれば夜遅くまでやる。もしあるのであれば、これは他の東北の県と同じように様式もA4版にしてもよいのかなあと思ったりするし、ついでに言うと、入試事務であるが、この前の話だと予備調査は今年2回行うという話であった。予備調査の結果も、例えば、中学校は志願校に報告書というものを出す。それから、教育事務所に、要するに高校教育課に集計表みたいなものを二つ出すが、ああいうものも一つ出せばよいのではないかという意見も

ある。煩雑な部分はできるだけもっと効率的にやったらよいのではないかな  
ということで出ていると思う。まあ、直ぐやるというのは難しいのかどうか、  
決していま起きている問題ではないような気がするが、いかがか。

高校教育課長 先ほど御説明を省いてしまったが、資料の の答申素案の案の 8 ページを  
お開き願いたい。小野寺委員から御指摘いただいた調査書について言及して  
いる。8 ページのオの「調査書について」というところである。資料 の 8  
ページである。「意見聴取会の結果等からも」という文言も含めて小委員会  
でも議論を進めている。その結果として、特に調査書自体の重要性というこ  
とでは変わらないが、例えば、 のところで「選択科目や総合的な学習の時  
間等の記載項目については、高校入試の選抜資料の活用度を再確認し、見直  
す方向で更に検討すべきであること。」、それから、 の「マル A 評定につ  
いては、その意義を踏まえながら、他の記載項目と併せて改善を図ること。」、  
こういった形で小委員会からも御意見をいただいて、素案の中にこういった  
記述を入れていただいている。全体の審議会で議論がまとまり、この答申素  
案が結論として出て行くこととなれば、事務局としてもこれを踏まえて必要  
な改善に取り組んで、できるだけ早く対応したいと考えている。ただ、来年  
春の入試からというのは、やはり中学校現場をかなり混乱させてしまうこと  
になるので、実際の実施にあたっては、周知期間も含めて必要になってくる  
ものと考えている。

それから、今年予備調査を二回やる。11 月の下旬に一回、1 月にいまま  
でと同じように。それで、11 月の予備調査はできるだけ中学校、高校の手  
間を省くということで、コンピューターを活用した形でできるだけ一回で済  
むような方法を現在検討中である。固まり次第、各市町村教育委員会にもお  
知らせをして、できるだけ簡略化した形でやりたいというふうに考えている。

小野寺委員 分かった。できるだけその方向で進めていただきたい。

## (2) 平成 21 年度公立高等学校入学者選抜学力検査分析結果について

(説明：高校教育課長)

「平成 21 年度公立高等学校入学者選抜学力検査の分析結果の概要について」御説明申  
し上げる。

冊子の 1 ページを御覧願いたい。この冊子は、1 の「検査問題の妥当性を検討し、今後  
の内容・形式等の改善に資すること」、2 の「受検者の学習成果の実態を明らかにし、県  
下中学校の学習指導上の留意点を考察すること」を目的として作成している。

2 ページの の「学力検査の結果」を御覧願いたい。今回の入試全体の概要をグラフと  
して示している。

1 の「総点」は、一般入試における全日制課程受検者全員の 5 教科総点の度数分布を示  
したものである。昨年度よりは、やや左寄りの分布になっているが、正規分布に近い形と

なっており、全体としてほぼ妥当であったと考えている。

2ページから3ページに各教科の平均点及び得点分布を示している。教科ごとに分布のピークは違うものの、得点分布から見ても、入試の問題として妥当なものであったと考えている。今後も、中学校における指導の充実を期待するとともに、入試問題の作成に一層工夫してまいりたいと考えている。

次に、4ページに各教科の分析結果の概況を記載している。5教科全体を通して、基礎・基本は概ね定着していることがうかがえるが、いわゆる応用力、活用力の点で課題があると分析している。

5ページ以降に各教科の「結果と考察」について詳しく掲載しているので、後ほど御覧いただきたい。

以上のとおり御報告申し上げます。

(質 疑)

小野寺委員 宮城県の学力検査の問題は難易度等も含めて、現場は課長から説明があったように肯定的に捉えているのではないかと私は思っている。学力検査というものは、一番は選抜の資料だと思うが、もう一方で義務教育の到達度とか、診断、検証する狙いがあると思う。全体的な感じとして、ちょっと左寄りだというのが、大体平均を260辺りに置いている。そういう意味からいけばほぼ期待したレベルなのではないか。どうか。

高校教育課長 今年度、今回については、ほぼこちらが狙ったぐらいの平均になっているというふうに考えている。

小野寺委員 もう一つであるが、私はこれをどう活用して行くのか。中学校も、高校も、行政もそれが大事だと思うが、やはり高校の進学者の中には、義務教育の内容を十分に身に付いていない生徒がいる。私も現場にいた者として生徒に申し訳ないという思いはある。やはり学校では努力しないといけないと思う。ただ、去年の末であったか、高校の新しい指導要領が公表された。その中で義務教育段階の定着を図るといふ、いわゆる学び直しが明確に位置付けられたわけである。私はあれはむしろ遅いと思っている。まったく実態に即した改善策だと思っている。それで、指導要領の改善を待たなくても、いまの宮城の高校でもやらざるを得ないと思っている。その点についてはいかがか。学び直しが必要なのは高校だけではない。やはり、中学校もそうである。ずっと言っているが、校種の接続の在り方である。だから、私は教育課程の接続も含めて、県として、やはりそういう考え方とか、方策をある程度出していいと思う。指導要領があるからできないではなく、その点についてはどうか。そこが一つの課題だと思っている。

高校教育課長 ただいま委員から御指摘があったように、高校段階でやはり中学校の学び直しが必要な生徒が数多く入っている学校もある。そういった学校では既に中学校段階の学び直しの授業を、特に数学とかで実施をしている。去年も、

学校によっては学び直しの教科を授業研究として公開して、他校の高校の先生もお呼びしながら授業研究会をやっている学校もある。そういったことで、今回指導要領にも明記されたということは大変有り難いと思っているところである。

小野寺委員 それは分かるが、そういう実態にあるのだから、私は今度の指導要領に示しても、むしろ遅いと思っているくらいである。高校だけでなく、やはり義務教育の中においても、小中の接続の中にもそういう問題があるので、これまで手が付けられてこなかったように思う。それぞれの校種で完結しているという、そういう反省を私も持っている。その辺りについてもうちょっと問題提起なりをしていって、現場の実践に結びつくような方策というものを宮城で考えてはどうかなというのが、私の言いたいことである。

委員 長 具体的には、いまの話はどういうことをすればよいのか。何かいま専門的な話が、二人の間で行われており、なかなかよく見えてこない。

小野寺委員 いまお話ししたとおり、例えば、高校に行く場合に、本当に義務教育として身に付けていないといけない内容なのだが、なかなか身に付かないで行くわけである。そうすると、当然高校の授業を高校の授業としてやられれば、分からなければ、ますます学校がいやになってくる。ただ、その辺である程度復習なり、何なりをしてある程度の基礎というものを回復するような時間とか、これは一年を通してそうであるが、そういうようなものを教育課程辺りにしっかり位置付けて、やって行く必要があるということである。

菅原教育監 いま小野寺委員から県として校種間接続について、学力の維持、向上という観点と、それから、子ども達のいろいろな問題行動ということでも校種間接続の問題というのは、いろいろと指摘されており、後ほどこの件についてはお示しする教育振興基本計画の中で、一つの柱として今回位置付けて検討していただいている段階であるが、やはり重要な要素であろうと思うので、教育振興計画の中、さらに、それを具体的に進めて行く実施計画の中で、校種間接続の問題については進めて行かなければいけないという、事務局としてもそういった強い認識は持っているところである。

委員 長 どこかで少し一度レクチャーを小野寺委員からしていただきたい。まあ、何年でこれを覚えるべきだと決めたとしても、いろんな個人の差、興味の差だとかでずれていくのは当然で、ある時ずれてしまった時に、後々までそのことが上手く行かなくて、それが次のことを覚えるのの障害になっているというようなことは、多分いっぱいあるのであろう。そういうのをじゃあどうやってフォローして行って、その人の実力にして行くのかという話は基本的には大問題である。ぜひどうしたらそういったことが防げるのかという話を、県で考えられるのであれば検討して行くべきだと思うが、一度どこか別な席でも話をおうかがいしたい。

### ( 3 ) 平成 2 2 年度宮城県公立高等学校入学者選抜について

( 説明：高校教育課長 )

「平成 2 2 年度宮城県公立高等学校入学者選抜について」主な点を御報告申し上げます。  
資料は、7 ページから 2 0 ページまでとなっている。

まず、7 ページを御覧願いたい。

1 の募集定員についてであるが、全日制課程の募集定員は、合計 1 5 , 7 0 0 人で、前年度よりも 4 0 人の減となる。定時制課程の募集定員は、合計 1 , 0 4 0 人で、前年度と同じである。通信制課程は、5 0 0 人で前年度と同じである。

次に、主な変更点を 1 1 ページにまとめているので、そちらを御覧願いたい。

まず、1 の募集定員の変更の内訳であるが、白石高校と白石女子高校の再編統合、第二女子高校の併設型中高一貫教育校となる仙台二華高への移行にともない、あわせて 3 学級の減となり、一方で柴田高校と泉高校で、1 学級ずつ臨時学級増をするので、あわせて 2 学級増となる。

次に、2 の推薦入試における変更については、( 1 ) にあるように、4 校で推薦入試の割合をそれぞれ学校で検討し、変更している。

( 2 ) の社会人推薦については、田尻さくら高校が新たに実施することとなり、定時制 1 3 校中、白石七ヶ宿校を除く 1 2 校で実施する。

( 3 ) の推薦入試の実施内容についても、資料のとおり変更がある。

次に、3 の一般入試における変更に関してであるが、( 1 ) の傾斜配点については、白石高の普通科で新たに導入され、一方で、泉館山高で傾斜配点を取り止める。

( 2 ) の面接の実施についても、資料のとおり変更がある。

次に、資料の 1 0 ページにお戻りください。

1 1 の「連携型中高一貫教育に関する入試」については、昨年と同じく、資料のとおり志津川高校で実施する。

1 2 の「併設型中高一貫教育に関する入試」については、併設型中高一貫教育を実施している古川黎明高等学校において、推薦入試及び一般入試で、収容定員 2 4 0 人から併設型中学校 8 0 人を除いた 1 6 0 人を募集する。

また、平成 2 2 年度から第二女子高校が「仙台二華高等学校」に校名変更し、併設型の中高一貫教育校となる。これに伴い、推薦入試及び一般入試の募集定員が 2 4 0 人となる。なお併設する仙台二華中学校の募集定員は、8 0 人となる。

1 2 ページ以降は、「平成 2 2 年度宮城県公立高等学校入学者選抜における募集定員等一覧」である。各学校の推薦入試、一般入試の実施内容等が記載されている。

以上のとおり御報告申し上げます。

( 質疑なし )

### ( 4 ) 新型インフルエンザに係る対応等について

(説明：スポーツ健康課長)

「新型インフルエンザに係る対応等について」、6月定例教育委員会以降の概要等について御報告申し上げます。

最初に、1の「国内発生状況」であるが、当初は季節性インフルエンザ同様、夏場に流行は沈静化するものとみられていたが、6月下旬に1千人を超え、7月上旬には2千人を超え、本日の新聞報道によれば3千4百人という状況になっており、今後の秋・冬に向けての動向が懸念される場所である。

県内の発生概要は、資料の2のとおりとなっている。これまで4例5人の感染が確認されている状況であり、学校での感染は確認されていない。

次に、6月定例教育委員会以降の県教育庁の対応であるが、資料の3にあるように3つの通知文を発出している。その中で、国の「運用指針」の改定に基づき変更された新型インフルエンザ対応事項について、第7報及び第8報をそれぞれ通知している。

その変更点の主なものは、資料の4のとおりであるが、学校での監視体制(サーベイランス)が強化されている。

特に、4の(3)保健所は、全ての患者(疑い患者を含む)を把握するのではなく、学校等の集団に属する者について重点的に把握を行うこと。

さらに、(4)各学校において、同一集団(原則として同一学級又は部活動単位等)で、7日以内にインフルエンザ様症状による2名以上の欠席者が発生した場合は、直ちに保健所に連絡することとなっており、これまでのインフルエンザによる出席停止者及び臨時休業等の措置をとった場合の報告に加えて、保健所へも報告を行うよう求められている。

なお、具体的な開始時期及び報告様式について、関係法令改正後の文部科学省からの通知を踏まえ、対応を図ってまいりたいと考えている。

最後に、今後の対応については、国の運用指針の改定に基づき、学校における監視体制等に留意するとともに、宮城県新型インフルエンザ対策本部会議及び文部科学省等からの最新の情報等を踏まえ、保健福祉部との連携を一層図りながら、監視体制の強化や学校での予防対策及びまん延防止対策の実施について、更に継続して指導してまいります。

以上のとおり御報告申し上げます。

(質疑)

委員長 質問は無いが、ドクターがお二人いるのでお伺いするが、増えているけれども社会問題にならないというのは、感染がみんな軽く済んでいるからなのか。

櫻井委員 まず、高齢者が何か免疫を持っているらしいということで、65歳以上の方がならないということと、いまのところはそんなにひどい症状の例が無いということが言えると思う。ただ、季節性のインフルエンザに移行するまで3年ぐらいのマラソンのような経過をたどると言われているので、特にいま南半球で非常に先進国でも流行っており、死亡例が出ていない国は日本とシンガポールと中国だけと聞いているので油断はできないと思う。

佐々木委員： 因みに宮城県では、秋の本格的な流行に備えて300以上の医療機関が診療するという申し出を行っており、その各医療機関に従業者向けの予防的な投与ができるタミフルとマスクが多量に配布されて、準備を整えてくれているので、大きな混乱なく感染者に対する対応ができるものと考えている。でもまた、いろいろな不測の事態が起きる場合もあるので、そのことについては、県と連携を取りながら、一つ一つ対応して行くべきだと考えている。前々から起きるといことが予想されていたので、いろいろなシステムづくりが各方面で迅速に対応されてきているように思う。

## 1 1 次期教育委員会の日程について

委員長： 定例会は平成21年8月19日（水）午後1時30分から

1 2 閉 会 午後3時55分

平成21年8月19日

署名委員

署名委員